

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川遊園イルミネーション装飾等業務委託	No.5200304
工（納）期	令和7年3月31日	
契約締結日	令和6年4月1日	
契約金額	27,500,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社タットム (法人番号：4011501007495)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	荒川遊園イルミネーション装飾等業務委託
指名業者 (案)	名 称 株式会社タットム 所在地 東京都荒川区東日暮里六丁目２８番５号 坂入ビル２Ｆ 代表者 代表取締役 原 伸明
特命理由	本件は、荒川遊園においてイルミネーションを整備するものである。 主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 本件は令和４年度契約における事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式による事業者選定を行っており、上記業者は、実施体制、全体テーマ、オリジナリティ等、１１項目において高く評価され、総合で１位となったものである。 ② 令和６年度における本件業務については、上記業者が設置したイルミネーションの維持管理を含め、既設のイルミネーションの配線や音響設備を活用し、これまでの全体のコンセプトを踏まえてレベルアップを図っていく必要がある。 ③ これまでの履行状況は優良であり、積極的な提案や区の指示に対する的確な対応等、真摯に業務を遂行する姿勢は高く評価されている。そのため、今後も区の方針・事業趣旨を理解したうえで、確実な履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)